

大阪府建築士会 CPD 制度
WEB、TV 会議等を用いた認定プログラムの受講確認規定

理事会承認日 令和 2 年 12 月 16 日

(目的)

第 1 条 WEB・TV 等を活用した大阪府建築士会（以下「本会」という。）CPD 認定講習会を、複数の会場で実施した場合の受講者の確認方法について定める。

(用語の定義)

第 2 条 この規定において用語の意義は次の各号の通りとする。

- 一 責任者とは、前条の CPD 認定講習会の開催を申請した者をいう。
- 二 受講者とは、前条の CPD 認定講習会を受講した者をいう。
- 三 講師とは、前条の CPD 講習会の講師をいう。

(受講者の確認方法)

第 3 条 責任者は、配信方法が一方、双方向に係わらず、以下各号のいずれかにより出席確認を行わなければならない。

- 一 受講者のみ知り得る情報を質疑したアンケートの返信により確認。
- 二 受講者の入場履歴に関するログデータの提出により確認。
- 三 指定した受講会場に参加したものについては、出席受講者の名簿と当日の受講状況(主に受講者を対象)の写真により確認。
- 四 双方向配信の場合は、講師が認知した受講者の名簿で確認。

(受講者確認報告)

第 4 条 CPD 認定講習会開催後、責任者は前条の確認に基づいて作成した参加者名簿及び出席者確認資料と共に、遅滞なく本会の CPD プログラム審査評議会に提出しなければならない。

- 2 企業内 CPD 講習会においても、前項に準じた資料等を付した実施報告書を提出するものとする。

(その他)

第 5 条 責任者及び受講者は本規定に基づき誠実に履行するものとし、本会において疑義を生じた際は、速やかに本会が求める資料等を提出しなければならない。

- 2 講習会が誠実に履行されていないことが判明した場合は、本プログラムの認定及び単位の取得を取り消すことができる。